住　民　登　録　確　約　書

年　　月　　日

三次市長　様

（Uターン者代表）

　　　　　　　　　　　　　　　住　所

氏　名　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

　私は，三次市Uターン者実家等改修補助金を申請するにあたり，三次市Uターン者実家等改修補助金要綱第１３条の規定を確認したうえで，補助金申請者が実績報告を行うまでに当該申請地に住民票を異動することを約束します。

　Uターン者

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 氏　名 | 続柄 | 氏　名 | 続柄 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

※続柄は，補助金申請者との続柄を記入ください。

※世帯全員の住民票（現在のもの）を添付してください。

**参考：三次市Uターン者住宅・店舗改修事業補助金要綱**

第１３条　市長がやむを得ないと認める場合を除き，補助金の交付を受けた者又はＵターン者は，次の各号のいずれかに該当するときは，当該者が補助金の交付を受けた経過年数に応じて別表第２に規定する返還額を返還しなければならない。

⑴　当該補助事業により改修した箇所を補助金の受領日から５年が経過する日までに取壊しを行ったとき。

⑵　当該補助事業により改修した実家等を補助金の受領日から５年が経過する日までに転居又は転売したとき。

⑶　前２号に掲げるもののほか，市長が返還が必要であると判断したとき。